資料２

お茶香るまち
狭山市

狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針について

令和３年６月

狭山市教育委員会

※「狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針」は狭山市ホームページをご覧ください。
学校の規模と配置の適正化のページ　https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/school/gakko_touhai/index.html

■　狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針策定の趣旨

狭山市では、小学校１５校中６校、中学校８校中５校の通学区域の一部に児童・生徒を指定校以外の学校に就学させることを可能としている特別許可地区を設けています。

特別許可地区で生じているさまざまな問題

- 入間川東小学校と中央中学校では、通学区域内及びその周辺において人口が増えたことに加えて、特別許可地区から就学する児童・生徒が急増したことで普通教室数が不足する懸念が生じています。

- 入間川中学校では、同校の通学区域の一部に設定している特別許可地区から中央中学校へ就学する生徒が増えるなどの影響も加わり、生徒数が減少傾向にあることで学校の規模が小規模化し、教科ごとに専門の教科担任をすべて配置できず、教育の質を保つことが難しいなど継続的な教科指導上の問題が生じる恐れがあるとともに、部活動の運営では、特に集団競技の部員を確保するのが厳しい状況が生じています。

- 少子化の進行により児童・生徒数が減少しているなかで、特別許可地区の児童・生徒が指定された小・中学校以外の学校に就学することは、指定校の児童・生徒のさらなる減少を招き、学校の規模が小規模化する要因の一つとなっています。

- 特別許可地区の児童・生徒の就学状況をみると、特別許可地区の設定が形骸化している通学区域が生じています。

こうした状況を踏まえ、教育委員会では、小・中学校の通学区域の一部に設けている特別許可地区で生じているさまざまな問題を解消するため基本方針を策定しました。

■　入間川小学校・奥富小学校・入間川中学校特別許可地区について

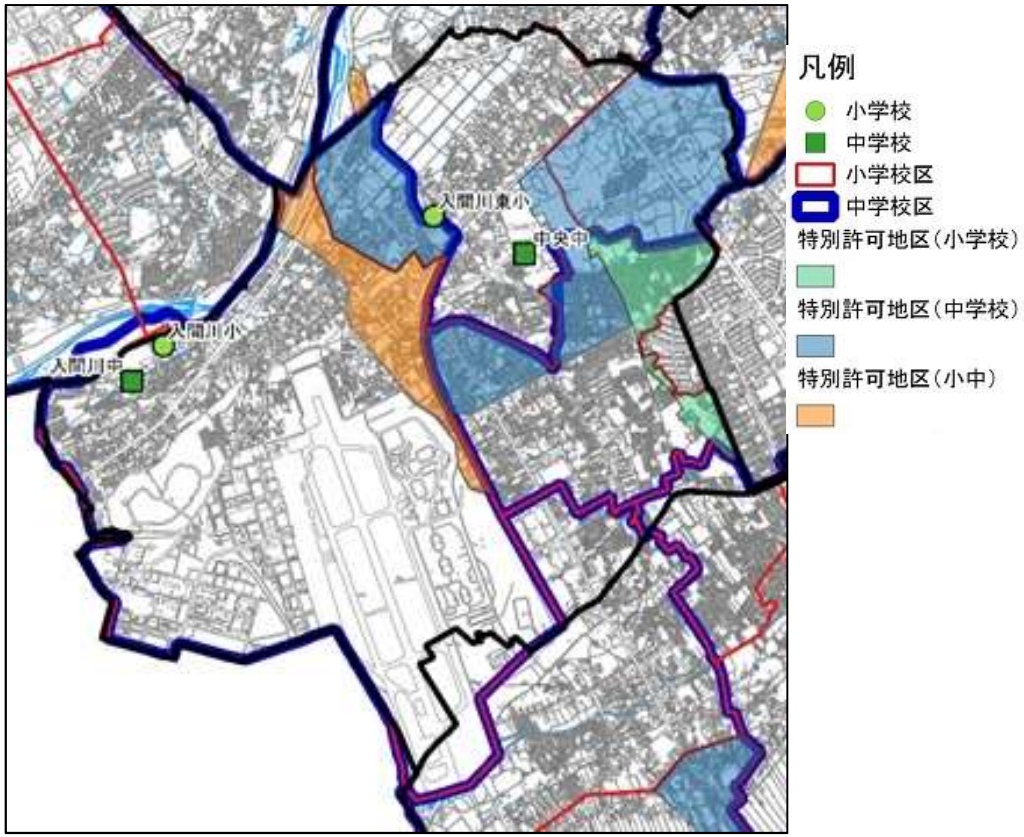

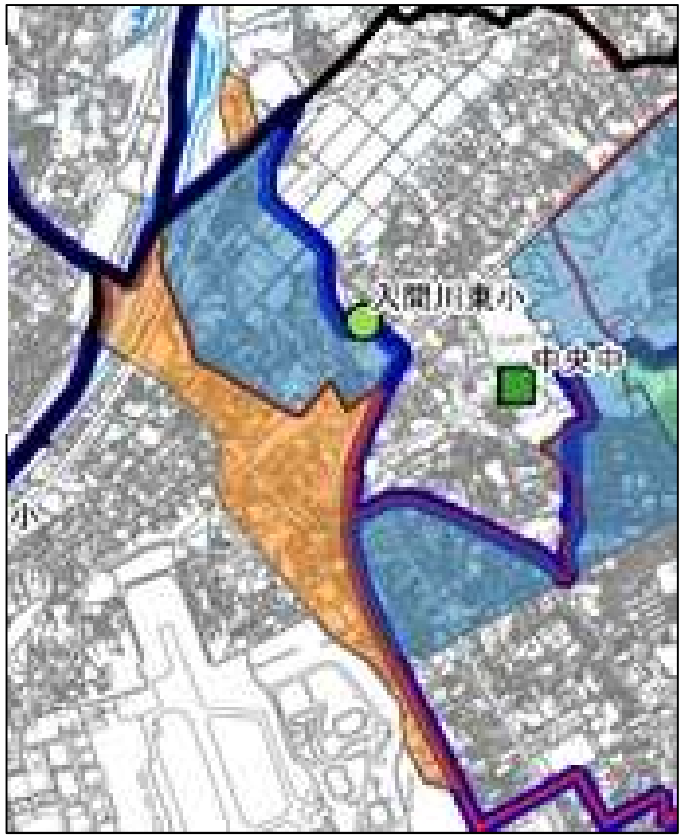

- 入間川小学校と入間川中学校の特別許可地区は、平成１２年４月に狭山市駅西口周辺整備事業に伴い入間川小学校が現在の場所に移転する際に設定した通学区域です。
- 入間川小学校特別許可地区は、入間川東小学校への就学を選択することが可能です。
- 入間川中学校特別許可地区は、入間川東小学校在籍児童に限り中央中学校への就学を選択することが可能です。

■　入間川東小学校の現状と課題

入間川東小学校では、通学区域の人口増により就学する児童数が増えていることに加えて、入間川小学校と奥富小学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区から入間川東小学校に就学する児童が急増したことで、令和３年度以降には普通教室数が不足する懸念が生じています。

◆学校施設の概要

	建築年度	敷地面積	保有する普通教室数	特別教室数	児童数	内特別支援児童数	学級数	内特別支援学級数	通級学級数	教職員数
入間川小	H12.3.31	21,949	18	10	497	7	18	2		27
入間川東小	S45.3.31	10,603	22	13	629	10	22	2	2	32

※児童数は、令和2年5月1日現在

※保有する普通教室数及び特別教室数は、令和２年５月１日現在の学校施設台帳より

※特別教室の内訳は、理科室、生活室、音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室及び教育相談室の合計

◆特別許可地区から入間川東小学校への就学が続いた場合の児童数の推計

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入間川東小	636	623	625	623	631	619	589
	636	632	643	650	667	664	643

※上段は、令和元年５月１日現在の特別許可地区から就学する児童や特別支援学級の児童を含む児童の実数。
※令和２年度以降は、年齢別人口を基に翌年度以降年齢を1歳ずつ進行させて作成したものであり、特別許可地区の児童数や自然増減及び社会増減等の要因は加味していない。

※下段は、令和元年５月１日現在の将来推計に、これまでの入間川小学校特別許可地区から入間川東小学校に就学した実績値から算出した平均入学者数を加味して算出。

入間川小学校

入間川東小学校

◆特別許可地区から入間川東小学校への就学が続いた場合の学級数の推計

学校名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入間川東小	21	21	21	21	21	21	20
	21	22	22	22	23	22	20

※上段は、現年については当該年の５月１日現在の学級数の実数で、翌年以降は小学校1・2年生は35人、他は40人で算出。

※下段は、令和元年５月１日現在の将来推計に、これまでの入間川小学校特別許可地区から入間川東小学校に就学した実績値から算出した平均入学者数を加味して算出。

■　中央中学校の現状と課題

中央中学校では、入間川東小学校に在籍していた生徒や入間川中学校の通学区域から就学する生徒が増えていて、こうした状況が続くと令和４年度以降には普通教室数が不足する懸念が生じていることから、中央中学校の生徒数の増加を抑制する必要があります。

◆学校施設の概況

	建築年度	敷地面積	保有する普通教室数	特別教室数	生徒数	内特別支援生徒数	学級数	内特別支援学級数	通級学級数	教職員数
中央中	S60.3.31	25,299	14	12	457	12	14	2	1	29

※生徒数は、令和2年5月1日現在

※保有する普通教室数及び特別教室数は、令和２年５月１日現在の学校施設台帳より

※特別教室の内訳は、理科室、音楽室、技術室、家庭科室、外国語室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室、教育相談室及び進路資料・指導室の合計

◆特別許可地区から中央中学校への就学が続いた場合の生徒数の推計

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中央中	455	448	447	446	442	454	455
	455	468	487	506	502	514	515

※上段は、令和元年５月１日現在の特別許可地区から就学する生徒や特別支援学級の生徒を含む実数。
※令和２年度以降は、年齢別人口を基に翌年度以降年齢を１歳ずつ進行させて作成したものであり、特別許可地区の生徒数や自然増減及び社会増減等の要因は加味していない。

※下段は、令和元年５月１日現在の将来推計に、これまで特別許可地区から中央中学校に就学した実績値から算出した平均入学者数を加味して算出。

◆特別許可地区から中央中学校への就学が続いた場合の学級数の推計

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中央中	14	14	14	15	14	14	15
	14	15	16	16	16	16	16

※上段は、現年については当該年の５月１日現在の学級数の実数で、翌年以降は中学1年生は38人、他は40人で算出。

※下段は、令和元年５月１日現在の将来推計に、これまで特別許可地区から中央中学校に就学した実績値から算出した平均入学者数を加味して算出。

■　入間川中学校の現状と課題

入間川中学校では、同校の通学区域の一部に設定している特別許可地区から中央中学校へ就学する生徒が増えるなどの影響も加わり、生徒数が減少傾向にあることで学校の規模が小規模化、教科ごとに専門の教科担任をすべて配置できず、教育の質を保つことが難しいなど継続的な教科指導上の問題が生じる恐れがあるとともに、部活動の運営では、特に、集団競技の部員を確保するのが厳しい状況が生じていることから、入間川中学校の通学区域から中央中学校に就学する生徒を抑制する必要があります。

◆学校施設の概要

	建築年度	敷地面積	保有する普通教室数	特別教室数	生徒数	内特別支援生徒数	学級数	内特別支援学級数	通級学級数	教職員数
入間川中	S56.3.31	31,987	6	17	232		6			17

※生徒数は、令和2年5月1日現在

※保有する普通教室数及び特別教室数は、令和２年５月１日現在の学校施設台帳より

※特別教室の内訳は、理科室、音楽室、技術室、家庭科室、外国語室、視聴覚室、コンピュータ室、図書室、特別活動室、教育相談室及び進路資料・指導室の合計

◆特別許可地区から中央中学校への就学が続いた場合の生徒数の推計

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入間川中	247	262	293	330	345	345	349
	247	242	253	270	285	285	289

※上段は、令和元年5月1日現在の特別許可地区から就学する生徒や特別支援学級の生徒を含む実数。
※令和2年度以降は、年齢別人口を基に翌年度以降年齢を1歳ずつ進行させて作成したものであり、特別許可地区の生徒数や自然増減及び社会増減等の要因は加味していない。

※下段は、令和元年5月1日現在の将来推計に、これまで特別許可地区から中央中学校に就学した実績値から算出した平均入学者数を加味して算出。

◆特別許可地区から中央中学校への就学が続いた場合の学級数の推計

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入間川中	8	7	8	10	10	10	11
	8	7	8	9	9	9	9

※上段は、現年については当該年の5月1日現在の学級数の実数で、翌年以降は中学1年生は38人、他は40人で算出。

※下段は、令和元年5月1日現在の将来推計に、これまで特別許可地区から中央中学校に就学した実績値から算出した平均入学者数を加味して算出。

■　教育委員会のこれまでの取り組み

○校舎を増築して普通教室を確保する方策を検討

- 入間川東小学校の敷地面積は小学校１５校中最も狭隘であり、校庭にプレハブ等の仮設校舎を設置して普通教室数を増やすと体育等の授業や学校行事に支障を来すなど児童の学習環境に影響を及ぼす。
- 校舎の大規模改修や改築による方策で普通教室を確保していくとなると中長期的な取り組みになることから対応は困難。

○入間川東小学校の特別教室を可能な範囲で普通教室に転用することを検討

- 平成30年度　特別教室１教室を普通教室に転用して21教室確保
- 令和元年度　特別教室１教室を普通教室に転用して22教室確保

○令和元年度に特別許可地区からの新入学児童（１年生）が急増

◆本来は入間川小学校通学区域であるが、許可を受けて入間川東小学校へ通学している児童数の推移と推計（毎年5月1日現在）

学校名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1年生	9	12	5	9	18	9	9	9	9	9
2年生	14	9	13	5	9	18	10	10	10	10
3年生	4	14	9	13	5	9	18	9	9	9
4年生	7	4	14	9	13	5	9	18	9	9
5年生	14	7	4	14	9	13	5	9	18	10
6年生	7	14	7	4	14	9	13	5	9	18
計	55	60	52	54	68	63	64	60	64	65

- 過去５年間の特別許可地区からの新入学児童は平均１０人程度
- 令和元年度は１８人で1.8倍に急増

児童・生徒数の増加を抑制することで学校規模の適正化を図る必要が生じた

■　通学区域（特別許可地区）見直しの基本方針

- 就学する児童が急増し普通教室数が不足する懸念が生じている入間川東小学校の児童数増加を抑制するため、入間川小学校と奥富小学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区を廃止し、児童は指定された小学校に就学することとします。

- 生徒数の減少が続き学校運営に支障をきたす恐れのある入間川中学校と就学する生徒が増加し普通教室数が不足する懸念が生じている中央中学校については、入間川中学校の通学区域から中央中学校に就学する生徒を抑制するため、入間川中学校の通学区域の一部に設定している特別許可地区を廃止し、生徒は指定された中学校に就学することとします。

経過措置

- 現に小・中学校に在学する児童・生徒は、引き続き在学する小・中学校に就学することができます。
- 新入学の児童・生徒の兄または姉が在学している小・中学校への就学を希望する場合は、就学することができます。
- 小学校卒業後、兄または姉が在学していた中学校への就学を希望する場合は、当該中学校へ就学することができます。
- 入間川東小学校を卒業する見込みの児童については、中央中学校への就学を選択することができます。

実施時期

早急な対応が必要なことから、令和３年度をもって特別許可地区を廃止する方針です。

問い合わせ先

□狭山市立小・中学校の通学区域、就学に関するご相談について

学校教育部学務課 学事担当　内線５６５４～５６５６

□学校の規模と配置の適正化について

生涯学習部教育総務課 学校規模適正化担当　内線５６３９

※「狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針」は狭山市ホームページをご覧ください。

学校の規模と配置の適正化のページ　https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/school/gakko_touhai/index.html

狭山市役所　電話：04-2953-1111（代表）